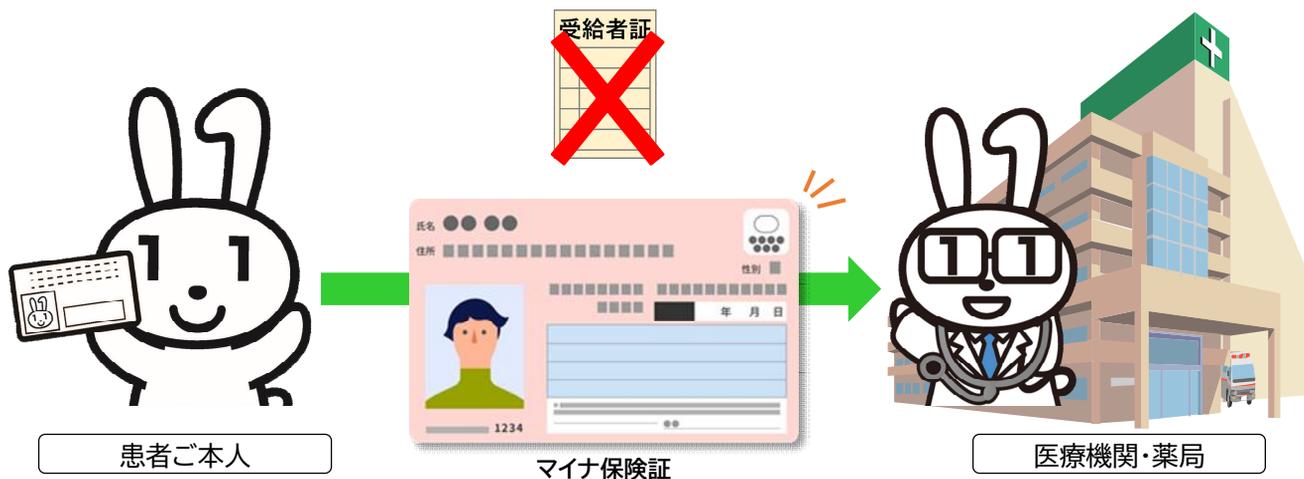


一部の医療機関で

マイナ保険証を受給者証

として利用できるようになりました。

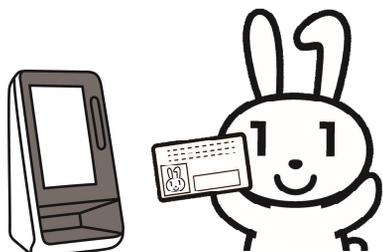


マイナ保険証1枚で更生医療・育成医療が利用可能に！

<利用方法>

①本人確認

マイナ保険証を顔認証付きカードリーダーに置き、本人確認(顔認証または暗証番号※)を行います。



※職員による目視確認も可

②利用

医療費助成受給者証の利用について確認してください。

以下の医療費助成受給者証があります。情報を提供しますか。

●●医療費受給者証

提供する

提供しない

受給者証が複数ある方は、「すべて提供」「個別に提供」が選択できます。

③受付完了

診療・薬剤・健診情報の利用について確認し、受付は完了です。

過去の情報を利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

同意しない

同意する



カードをお忘れなく！



注意事項

- マイナ保険証の利用登録が必要です(自立支援医療(更生医療・育成医療)受給者証の利用登録は不要)。
- マイナ保険証を受給者証として利用できるかは、医療機関により異なります。紙の受給者証が必要かは、ご利用の医療機関に確認してください。

お問い合わせ 障がい福祉課 0299-90-1137

神栖市